

## 技能試験要求基準

JCLAマネジメントシステム文書

JCLA PR-17

1999年1月25日 制定

2005年11月1日 改訂第1版



この文書はJCLAが作成したものです、許可無く転載及び引用を禁じます。

日本化学試験所認定機構（JCLA）

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1

住友六甲ビル7F （社）日本化学工業協会内

TEL：03-3297-2598

FAX：03-3297-2612

URL：http://www.jcla.org/

## 技能試験要求基準

### 1. 適用範囲

本規定は、JIS Q 17011 及び JCLA 品質マニュアルに基づき、日本化学試験所認定機構（略称 JCLA）が申請試験所若しくは認定試験所の技術的能力を評価するために利用する技能試験の選定基準及びこれの実施に関する規定である。

### 2. 参照文書

この規程は以下の文書の該当部分に準拠する。

- a) JIS Q 17011:2005 (ISO/IEC 17011:2004)
- b) JIS Q 0043-1,-2:1998 「試験所間比較による技能試験 第1部：技能試験スキームの開発及び運営、第2部：試験所認定機関による技能試験スキームの選定及び利用」
- c) JCLA マネジメントシステム文書 JCLA QM-01 「品質マニュアル」

### 3. 定義

この規定では JIS Q 17011 及び JIS Q 0043 で用いられている定義の他、以下の定義をする。

- a) 申請試験所：試験所認定を申請している試験所。
- b) 認定試験所：試験所認定の認定登録を受けた試験所。
- c) 試験所認定センター：JCLA の一組織で、認定審査業務を行う部署。

### 4. 技能試験スキームの選定

#### 4.1 技能試験スキームの選定基準

- a) 可能な限り JIS Q 0043-1 に示す指針に適合した適切な技能試験スキームを用いる。
- b) JCLA が行う認定分野に関係するものであること。
- c) 試験所との合意によって、JCLA 試験所認定センターが技能試験の結果を入手できるものであること。
- d) スキームの実施頻度が適切であること。
- e) 料金が適切であること。
- f) スキームで用いる試験材料の均質性、安定性及び該当する場合は国家標準又は国際標準へのトレーサビリティなどの特性についての適切さと信頼性を有すること。
- g) 実施時期、場所、試料の安定性への配慮及び配送の手配等の実務体制が、参加する試験所に対し適切であること。

#### 4.2 技能試験スキームのランク分類基準

JCLA が選定した技能試験スキームは以下の 3 ランクに分類し、分類結果は JCLA PR-24「テクニカルノート」(JCLA マネジメントシステム文書)に記載し公表する。

- a) 分類 A : JCLA で認定審査及び認定の維持に必須とする技能試験。  
申請試験所は認定審査の前に本技能試験を受ける必要がある。但し、技能試験の実施時期の問題からこれが困難な場合は、認定審査後、技能試験の最初の実施に合わせてこれを受け、その結果を JCLA 試験所認定センターに報告しなければならない。  
また、認定試験所に於いては指定された期間毎に若しくは JCLA より参加の要請があった時は本技能試験を受けなければならない。
- b) 分類 B : JCLA が要請した時受けなければならない技能試験。  
認定後 JCLA が参加を要請したときに本技能試験を受けなければならない。
- c) 分類 C : 参考となる技能試験。

## 5. 技能試験の選定、分類手順

- a) 試験所認定センター長は技能試験の実施機関よりプログラムその他必要情報を入手し、幹事会に報告する。
- b) 幹事会の決定により技術委員会での検討を諮問する。
- c) 技術委員会は、これらの情報を基に、必要なら関連分野の団体等の意見を聴取して、4.項の基準に従って、選定及び分類を行う。この結果を幹事会に報告する。
- d) この結果、JCLA の推奨する技能試験として選定された場合は、分類 A, B, C のランク及び連絡先等の情報を PR-24「テクニカルノート」に記載し、これを公表する。  
「テクニカルノート」の記載については、PR-05「文書管理規則」に従って行う。

## 6. 技能試験への参加

JCLA 試験所認定センターは、分類 A にランクされた技能試験スキームについて、「テクニカルノート」に記載し公表すると共に、関係する認定試験所にこの旨を連絡し、当該技能試験に参加する事を通知する。また、本技能試験が継続して行われる場合は、その参加頻度を JCLA は指定しなければならない。

関係する申請試験所に関しては、認定審査前に当該技能試験に参加する事を義務付ける。但し、技能試験の実施時期が認定審査の後になる場合は、認定審査後にこれに参加し、その結果を JCLA 試験所認定センターに報告することとする。

## 7. 結果の利用

### 7.1 利用の方針

分類A又は分類Bの技能試験であってJCLAより参加を要請した技能試験について、試験所認定センターは、申請試験所の試験所認定審査に於いては、本結果の提出を求め、技術審査の参考資料とする。

また、認定試験所に対しては、維持審査時若しくは再審査時にその該当する期間に行った上記の技能試験についてその結果の提出を求め、審査の参考資料とする。

JCLA 試験所認定センターは必要がある場合には、これらの審査の時に限らず試験結果の報告を受けることが出来る。

なお、分類B又は分類Cの技能試験であって、試験所が独自の判断で参加した技能試験に関しては、JCLA の審査時に試験所からの自主的な提示を依頼する。

## 7.2 結果の処置

技能試験に参加した結果について、JCLA の技術審査員が試験技術の信頼性に疑問を生じた時、又は技能試験に適切な参加をしていない場合は、試験所認定センターは是正処置を求める。是正処理が不完全と判断される場合、あるいは上記の不適合が連続して発生する場合には、認定の一時停止若しくは取り消しをすることがある。

なお、試験技術の信頼性に疑問がある場合とは、統計的な評価結果（たとえば、Zスコア）が、ISO/IEC ガイド 43 で規定する「不満足」な領域にある事を意味する。

## 8. 記録

技能試験結果の記録は、審査報告書に記録し試験所別ファイルに保管する。